

本校では、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立し、問題に対して迅速かつ適切に対処していく学校をめざすために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

都田西小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改訂

I いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。いじめのない学校を実現するためには、学校だけでなく、保護者、地域などみんながそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進めていく必要がある。さらに、子供自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校の実現に努めることも肝心である。

1 いじめの定義（横浜市基本方針 P1）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめを防止等に向けての基本理念（横浜市基本方針 P1～2）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に対応するため、法第22条に基づき、「いじめの防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。（1）いじめの未然防止、（2）早期発見・早期対応、（3）適切な対処・措置、の3点を重点として取組を進める。

1 委員会の構成員（横浜市基本方針 P 1 1）

いじめ防止対策委員会の構成員は、校長・副校長・児童支援専任・教務主任・学年主任・養護教諭、その他関係教職員とする。必要によって、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2 委員会の運営（横浜市基本方針 P 1 1）

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。定例会ではその月に新たに認知されたいじめへの対処や措置について情報を整理、共有するとともに、過去に起きたいじめの解消状況について確認する。

また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を臨時開催し、適切な対処・措置について話し合う。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容（横浜市基本方針 P 1 1～1 2）

「学校いじめ防止対策委員会」は学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。具体的には以下のような活動を行う。

- ・未然防止のために、いじめが起きにくい学校・学級風土をつくる取り組みを進める。
- ・早期発見、事案対処のために、いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報を収集し職員で共有する。定期的にアンケート調査を実施する。
- ・事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童への支援体制、いじめを行った児童への指導体制等、対応方針を決定する。保護者と連携しながら組織的な対応を進める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づいて年間計画を作成し実行、修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して効果的に機能しているか点検と見直しをする。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめのない学校づくりには予防が大切である。人権教育や児童指導の中核に置き、教科指導、学級指導を中心とした特別活動など、様々な観点で取り組む。また、指導者の必要な資質・能力を高める。

1 いじめの未然防止（横浜市基本方針 P 1 2）

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。

そのため、教員の資質向上のための取組を進める。人権教育や道徳教育年間計画等の確実な実施、加えて、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の

一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストの作成、情報の共有、全教職員のスキルアップ等、具体的な取組を進めていく。

また、子供によるいじめ防止活動、定期的なアンケート調査や教育相談の充実をはかり、児童がいじめを訴えやすい環境・体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、学校は情報モラル教育の推進による児童の意識の向上や、関係機関と連携したネットパトロールを進め、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

3 いじめに対する措置（横浜市基本方針 P 1 3）

いじめの発見・通報を受けた場合には、委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

4 いじめの解消（横浜市基本方針 P 1 4）

いじめが「解消している」状態とは、①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる事、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない事 の二つの要件が満たされている必要がある。いじめ発生時の対応後もいじめの解消に向けて、定期的に被害児童の状況を確認していく。

5 教職員等への研修（横浜市基本方針 P 6）

いじめ防止には、教職員のスキルアップが必要である。研修については、スタートの4月から定期的なもの、夏季休業中などの時間をかけてじっくり取り組む物などを、計画的に期や形態を考えて行う。

6 学校運営協議会等の活用（横浜市基本方針 P 15）

本校の「まちとともに歩む都田西小学校懇話会」やPTA組織を活用し、さらに、中学校ブロックの学家地連を活用し、保護者・地域等と課題を共有して、解決の礎とする。

7 取組の年間計画（横浜市基本方針 P 12）

- 4月 年間計画と重点指導内容の確認、引継ぎ
- 5月 家庭訪問、教育相談
- 6月 アンケート実施・分析・対応
- 7月 教育相談
- 8月 集中研修会（内部及び外部講師）
- 11月 横浜こども会議を受けた取り組み
アンケート実施・分析・対応
- 12月 人権週間、いじめ防止月間取り組み
教育相談
- 3月 年度末振り返り、新年度への引継ぎ
- 年間 いじめ防止対策委員会開催（月1回定例会、発生時臨時会）

IV 重大事態への対処（横浜市基本方針 P 16～19）

重大事態が起ってしまった場合、国や市の方針に基づき、次のように対応する。なお、重大事態の判断については、国と市のいじめ防止のための基本方針に基づいておこない、対応についても同様である。

1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28号第1項目においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

2 発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに「横浜市教育委員会」へ報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。そして、調査結果を横浜市教育委員会に報告する。

また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

V 学校基本方針の点検・見直し（横浜市基本方針 P 9）

この方針については、日々変化し続ける児童の実態や保護者・地域の思いを俊敏に捉え、常に実情に即した見直しを行う。また、より即効性を求めるため、PDCAサイクルでの検証による年間計画の見直しに努める。